

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.	更新日
1 リフォーム:住宅	
問	既存住宅の定義を教えてください
回答	既存住宅とは、「新築住宅」以外の住宅が該当します。 具体的には、「人の居住の用に供したことがあるもの」又は「人の居住の用に供したことの無いもののうち、売買契約時点で建設工事完了の日から1年を経過したもの」が該当します。
2 リフォーム:住宅	
問	戸建住宅、共同住宅の違いはなんですか
回答	本事業においては、1の住棟に含まれる住戸の数に応じて、「戸建住宅」、「共同住宅」の区分を設けることとしています。それぞれの定義は、次のとおりです。 ①「戸建住宅」とは、1の住棟に1の住戸のみを有する住宅をいいます。 ②「共同住宅」とは、1の住棟に2以上の住戸を有する住宅をいいます。建築基準法で規定される「寄宿舎」、「下宿」、「長屋」を含みます。
3 リフォーム:住宅	
問	「二世帯住宅」については、「戸建住宅」または「共同住宅」のいずれに該当するものとして扱われますか。
回答	本事業における住戸数の数え方は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。 具体的には、住宅瑕疵担保責任保険（以下「保険」といいます。）に加入する（供託する）戸数と同じです。 内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば1戸の戸建住宅、内部で世帯間を行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。 なお、2戸として交付申請を行う際、住戸数の確認のため、別途、図面等の追加書類の提出を求める場合があります。
4 リフォーム:住宅	
問	新築住宅を建築しましたが、ZEH水準を満たさないため、各種設備等をリフォーム工事として交付申請してもよいですか
回答	申請できません。 ZEH水準以上の省エネ基準を満たさない住宅の新築工事は、本事業の補助対象にはなりません。 また、新築工事は、本事業のリフォームに該当しません。
5 リフォーム:住宅	
問	住宅の一部を増築し、増築部に新設した壁や開口部、住宅設備を、リフォーム工事として交付申請できますか
回答	対象になります。 ただし、住宅以外の用途に使用する部分の工事は、対象になりません。
6 リフォーム:住宅	
問	離れ等、別棟を建築（増築）する工事を、リフォームとして交付申請してもよいですか
回答	対象になります。 ただし、増築した離れが、建築確認申請（第4面）において、「新築」と取り扱われる場合は、新築住宅に該当するため、リフォームの補助対象として想定しておりません。
7 リフォーム:住宅	
問	別荘にリフォーム工事をする場合、対象になりますか
回答	「別荘」など、短期的な居住の用に供する住宅は、期間の長短にかかわらず、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。
8 リフォーム:住宅	
問	シェアハウスにリフォーム工事をする場合、対象になりますか
回答	「シェアハウス」など、1の住戸に複数の世帯が居住する住宅は、世帯数の有無にかかわらず、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。
9 リフォーム:住宅	
問	賃貸住宅にリフォーム工事をする場合、対象になりますか
回答	「賃貸住宅」など、賃貸の用に供する住宅は、世帯数の有無にかかわらず、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。
10 リフォーム:住宅	
問	庫裏にリフォーム工事をする場合、対象になりますか
回答	「庫裏」など、寺の敷地にあり住職やその家族が居住する住宅は、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。
11 リフォーム:住宅	
問	民泊に利用している住宅にリフォーム工事をする場合、対象になりますか
回答	「民泊」など、住宅を利用する場合であっても、有償で繰り返し宿泊の用に供するものであり、旅館業法に基づく旅館業に該当するものであるため、補助対象とはなりません。
12 リフォーム:住宅	
問	店舗併用住宅（複合用途）をリフォームする場合、対象になりますか
回答	店舗付き住宅などの非住宅部分を含む「併用住宅」は、本事業の補助対象となる「住宅」として扱います。 住宅部分について行うリフォームは、要件を満たす場合は対象になります。
13 リフォーム:住宅	
問	倉庫、店舗等（住宅以外の用途）からリフォーム時に住宅に用途変更（コンバージョン）した場合、対象になりますか
回答	本事業は、用途変更を伴う工事であっても、交付申請時点で住宅であることが確認できる場合には対象になります。
14 リフォーム:住宅	
問	リフォーム前後で戸数が異なる場合、どちらの戸数で交付申請できますか
回答	リフォーム後の戸数で数えます。
15 リフォーム:住宅	
問	現在の住宅が違法建築である場合、対象になりますか
回答	特定行政庁より建築基準法に基づく以下の命令・勧告の対象となっている住宅については、当該命令・勧告に応じた是正や措置がなされていない間は、補助対象とはなりません。 ①建築基準法第9条第1項、第7項又は第10項の規定に基づく、違反建築物等を対象とした是正命令、使用禁止・制限命令又は工事停止命令 ②建築基準法第10条第1項又は第2項の規定に基づく、保安上危険・衛生上有害な建築物を対象とした勧告又は命令 ③建築基準法第10条第3項の規定に基づく、著しく保安上危険・衛生上有害な建築物を対象とした命令 ④建築基準法第11条第1項の規定に基づく、公益上著しく支障がある建築物を対象とした命令

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.		更新日
16	リフォーム:住宅	
	問	リフォーム工事に確認申請は必要ですか
	回答	改正建築物省エネ法により、リフォームの際に確認申請を必要とする範囲が拡大しております。また、建築確認の手続が不要なりフォーム工事であってもリフォーム後の建築物は建築基準法の規定に適合している必要があります。建築士等にご相談ください。
17	リフォーム:契約締結	
	問	工事請負契約を、注文書と注文請書や、電子契約で締結した場合も対象になりますか
	回答	工事請負契約を注文書及び注文請書(請書)で取り交わす場合や、電子契約で締結した場合も、対象になります。ただし、契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。
18	リフォーム:契約締結	
	問	工事請負契約を（夫婦や親子等）複数名義（連名）で締結する場合も対象になりますか
	回答	対象になります。発注者のうち、要件を満たす代表者を共同事業者として申請してください。
19	リフォーム:契約締結	
	問	1戸の住宅について、複数回に分けて行ったリフォームを、それぞれ交付申請できますか
	回答	リフォームの場合、1戸あたりの上限補助金額の範囲で、複数回、交付申請することはできますが、交付申請ごとに要件を満たす必要があります。
20	リフォーム:契約締結	
	問	1戸の住宅について、同じ事業者が複数回に分けて行ったリフォームを、まとめて交付申請できますか（複数契約）
	回答	申請できます。ただし、交付申請ごとに、必須工事2種以上行い、補助額5万円以上の要件を満たす必要があります。また、すべての工事請負契約で対象工事の着手日や同じ発注者であることの要件を満たしている必要があります。
21	リフォーム:契約締結	
	問	1戸の住宅について、複数の事業者が行うリフォームを、まとめて交付申請できますか（分離発注）
	回答	複数の事業者との契約（分離発注）で行った工事をまとめて交付申請することは可能です。他の事業者の工事を取りまとめ、協力を得られる場合のみ、代表となる補助事業者が申請手続きや交付される補助金の還元を行います。
22	リフォーム:契約締結	
	問	自社が保有する住宅に自社で行うリフォームや、DIY（自ら行うリフォーム）は、対象になりますか
	回答	工事請負契約を伴わないリフォーム工事は対象外です。本事業では、工事の対象期間や、補助の対象となる工事内容、経費について事業の客観性を担保することを踏まえ、工事請負規約を締結して行うリフォーム工事に限り補助の対象としています。
23	リフォーム:契約締結	
	問	個人が発注し、自身が経営する工務店を請負者とする契約書（個人事業主であり屋号を記載する）契約書を作成する場合、交付申請できますか
	回答	申請できません。本事業では、工事請負規約を締結して行うリフォーム工事に限り補助の対象としています。屋号の有無にかかわらず、個人事業主は個人に該当します。発注者と受注者が同一人格である場合、契約は成立しないため認められません。ただし、発注者が、自己の経営する法人（異なる人格）である工務店に工事を発注する場合には対象になります。
24	リフォーム:契約締結	
	問	法人の代表者が、自身の住宅の工事を自己の経営する法人に発注する場合、交付申請できますか
	回答	申請できます。
25	リフォーム:契約締結	
	問	買取再販業者が行うリフォームは、対象になりますか
	回答	買取再販業者が別の施工業者にリフォーム工事を発注する場合は、対象となります。買取再販業者が自らリフォーム工事を行う場合（工事請負契約が無い場合）は、対象になりません。
26	リフォーム:契約締結	
	問	メーカー等が自社で登録した製品を、自社で設置する工事は対象になりますか
	回答	登録事業者であり請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も対象になります。なお、必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。
27	リフォーム:契約締結	
	問	住宅の所有者等が住宅設備等を購入し、その取付を事業者へ依頼する工事は対象になりますか
	回答	いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。本事業は、住宅設備の購入と取付け等の施工をまとめて請負契約を締結しているものが対象です。
28	リフォーム:着手	
	問	リフォームの工事着手の定義を教えてください（資材の搬入や足場の設置は工事着手に該当しますか）
	回答	本事業の工事着手は、該当する請負契約に係るリフォーム工事全体の着手をもって判断することとしています。なお、以下の行為は、工事着手にはあたりません。現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設
29	リフォーム:工事完了	
	問	工事完了の定義を教えてください（補助対象工事だけ終わってれば交付申請できますか）
	回答	本事業の工事完了は、工事請負契約の対象となる住宅リフォーム工事の全てが完了し、かつ、発注者に対する工事の引渡しが適切に完了していることをいいます。なお、契約全体の工事が完了前であっても、補助対象となる住戸や、対象工事が全て完了し、発注者への引渡しが完了している場合は、当該住宅や対象工事ごとに交付申請を行うことが可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。
30	リフォーム:工事完了	
	問	複数の箇所を対象としたリフォーム工事を段階的に実施する場合、それぞれのリフォーム工事について別々の交付申請や予約を行うことはできますか
	回答	契約に含まれる複数の箇所の、工事の完了や引渡し時期が異なる場合、工事が完了し、かつ引渡しが完了した工事ごとに交付申請交付申請を行うことは可能です。ただし、それぞれの交付申請ごとに、必須工事2種以上であり、補助額5万円以上の要件を満たす必要があります。なお、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.			更新日
31	リフォーム:工事完了		
	問	予約を行った工事について、予約期間内に完了した一部の工事について交付申請を行うことはできますか	
	回答	可能です。 予約対象のすべての工事が完了前であっても、補助事業の対象工事が完了し、かつ引渡しが完了した住宅・居室の工事ごとに交付申請（一括申請を含む）を行うことが可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。 なお、残りの工事については、本事業の要件を満たしていれば、別途交付申請（予約を含む）を行うことが可能です。	2025/02/26
32	リフォーム:工事完了		
	問	交付申請の予約から交付申請の間で、どのような申請内容の変更なら認められますか	
	回答	交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。具体的な工事や利用する部材、性能等により補助額が算出できることが必要であり、また、所定の期限内に交付申請を行う必要があります。 予約後は、工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部の工事の取りやめ、設置する製品（型番）の変更は可能です。その場合も、予約した補助額を交付申請額を超えることはできません。	2025/02/26
33	リフォーム:必須工事（Aタイプ/Sタイプ）		
	問	窓（ガラス・ドア）の工事はリフォーム補助の必須工事に含まれますか	
	回答	外窓、内窓、ドア、ガラス交換等の開口部のリフォーム工事は、「断熱性」の要件を満たす対象製品を設置する場合は、本事業の必須工事のひとつである「①開口部の断熱改修」を行ったものとして取り扱います。 なお、「断熱性」の向上を伴わないリフォーム工事で、他の「防音性」「防犯性」「防災性」などの性能のみを向上させるリフォーム工事は、「必須工事」には該当しません。	2025/02/26
34	リフォーム:必須工事（Aタイプ/Sタイプ）		
	問	窓（ガラス・ドア）を2箇所設置すれば、必須工事を2種類（Aタイプ）での申請ができますか	
	回答	リフォーム補助における「2種類以上の必須工事の実施」という要件は、工事の箇所数が複数であるという意味ではなく、工事の種類が複数であるという意味です。 従って、窓（ガラス・ドア）を2箇所交換する工事のみでは、必須工事の1種類分（①開口部の断熱改修）にしか該当しないため、補助要件を満たしません。 なお、必須工事については、「①開口部の断熱改修（窓リノベ2025事業を含む）」、「②躯体の断熱改修」、「③エコ住宅設備の設置（給湯省エネ2025事業又は賃貸集合給湯省エネ2025事業を含む）」の3種類が設定されていますので、実際の組み合わせは、以下のいずれかに該当する必要があります。 【Sタイプ（すなわち、必須工事を3種類実施する場合）】 ・「必須工事①」+「必須工事②」+「必須工事③」 【Aタイプ（すなわち、必須工事を2種類実施する場合）】 ・「必須工事①」+「必須工事②」 ・「必須工事①」+「必須工事③」 ・「必須工事②」+「必須工事③」	2025/02/26
35	リフォーム:必須工事（Aタイプ/Sタイプ）		
	問	エコ住宅設備を2台設置すれば、必須工事を2種類（Aタイプ）での申請ができますか	
	回答	リフォーム補助における「2種類以上の必須工事の実施」という要件は、工事の箇所数が複数であるという意味ではなく、工事の種類が複数であるという意味です。 従って、エコ住宅設備を2箇所交換する工事のみでは、必須工事の1種類分（③エコ住宅設備の設置）にしか該当しないため、補助要件を満たしません。 なお、必須工事については、「①開口部の断熱改修（窓リノベ2025事業を含む）」、「②躯体の断熱改修」、「③エコ住宅設備の設置（給湯省エネ2025事業又は賃貸集合給湯省エネ2025事業を含む）」の3種類が設定されていますので、実際の組み合わせは、以下のいずれかに該当する必要があります。 【Sタイプ（すなわち、必須工事を3種類実施する場合）】 ・「必須工事①」+「必須工事②」+「必須工事③」 【Aタイプ（すなわち、必須工事を2種類実施する場合）】 ・「必須工事①」+「必須工事②」 ・「必須工事①」+「必須工事③」 ・「必須工事②」+「必須工事③」	2025/02/26 2025/03/21
36	リフォーム:必須工事（Aタイプ/Sタイプ）		
	問	「先進的窓リノベ2025事業」、「給湯省エネ2025事業」または「賃貸集合給湯省エネ2025事業」で補助金の交付を受けた住宅や発注者は、子育てグリーン住宅支援事業の申請ができますか（別に必須工事が必要ですか）	
	回答	住宅省エネキャンペーン2025の他事業において補助金の交付決定を受けている場合、「子育てグリーン住宅支援事業」における必須工事に相当するリフォーム工事を行ったものとして取り扱います。 具体的には、 「窓リノベ2025事業」の交付決定を受けている場合は、不足する必須工事「①開口部の断熱改修」を行ったものと取り扱います。 また「給湯省エネ2025事業」または「賃貸集合給湯省エネ2025事業」の交付決定を受けている場合は、不足する必須工事「③エコ住宅設備の設置」を行った住宅として取り扱います。 ただし、いずれの交付申請も工事発注者（共同事業者）と対象住宅が同じであり、本事業へ申請する補助額が5万円以上である必要があります。	2025/02/26
37	リフォーム:必須工事（Aタイプ/Sタイプ）		
	問	本キャンペーンの他事業で交付を受けた住宅は、子育てグリーン住宅支援事業の申請をする際に補助額は5万円以上必要ですか	
	回答	住宅省エネキャンペーン2025の他事業において補助金の交付決定を受けているかどうかにかかわらず、「子育てグリーン住宅支援事業」によるリフォーム支援の交付決定を受けるためには、補助額が5万円以上に相当する内容の工事を実施するものである必要があります。	2025/02/26
38	リフォーム:必須工事（Aタイプ/Sタイプ）		
	問	住宅省エネキャンペーン2024事業（過去事業）で「開口部の断熱改修」や「エコ住宅設備の設置」に交付を受けた住宅や発注者は、子育てグリーン住宅支援事業の申請ができますか（別に必須工事が必要ですか）	
	回答	住宅省エネキャンペーン2025以外の事業で交付を受けている工事を、本事業の必須工事として取り扱うことはできません。	2025/02/26

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.		更新日
39	<p>リフォーム:必須工事 (Aタイプ/Sタイプ)</p> <p>問 過去事業より、必須工事の要件が厳しくなっているのはなぜですか</p> <p>回答 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅における省エネ性能の向上については、これまで以上に高度なレベルの取組みが必要であるためです。</p>	2025/02/26
40	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 リユース品（中古品）の設置工事は対象になりますか</p> <p>回答 対象になりません。 本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に対象になります。</p>	2025/02/26
41	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 展示品であった製品の設置工事は、対象になりますか（中古として扱われますか）</p> <p>回答 本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に対象になります。 展示「する」「しない」に関わらず、組立・設置・通水・通電のいずれかを行った製品は対象外です。 ただし、開梱のみであった場合など、対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は対象になりえます。</p>	2025/02/26
42	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 既にある設備を入れ替える（交換する）場合、対象になりますか</p> <p>回答 要件を満たしている場合は対象になります。</p>	2025/02/26
43	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 既にある設備とは別に、新たに住宅設備を増設する場合、対象になりますか</p> <p>回答 住宅設備を増設する場合も、要件を満たしている場合は対象になります。</p>	2025/02/26
44	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 太陽光発電設備の設置はリフォーム工事の対象になりますか</p> <p>回答 太陽光発電設備の設置は、本事業の対象になりません。</p>	2025/02/26
45	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 同じ住宅に、複数台の住宅設備を設置するリフォーム工事は、台数分の申請ができますか</p> <p>回答 住宅設備のうち、節水型トイレと節湯水栓、空気清浄機能・換気機能付きエアコンについては、それぞれ別の室において設置する設備であり、当該室におけるエネルギー消費の削減に貢献するものであることから、設置した台数分の申請が可能です。 住宅設備のうち、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器、蓄電池、ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、宅配ボックスは設置台数にかかわらず、1住戸1回申請可能です。</p>	2025/02/26
46	<p>リフォーム:高効率給湯器</p> <p>問 エネファームのバックアップ用熱源として、エコジョーズやエコフィールを設置した場合、それぞれの給湯器ごとに補助金を活用できますか</p> <p>回答 内部設置、外部設置を問わずバックアップ用の熱源であるエコジョーズやエコフィールを含めてエネファームとして取り扱いますので、エネファームのみが補助対象となります。</p>	2025/02/26
47	<p>リフォーム:高効率給湯器</p> <p>問 ハイブリッド給湯機の補助熱源として、エコジョーズやエコフィールを設置した場合、それぞれの給湯器ごとに補助金を活用できますか</p> <p>回答 補助熱源も含め、ハイブリッド給湯機として取り扱いますので、ハイブリッド給湯機のみが補助対象となります。</p>	2025/02/26
48	<p>リフォーム:高効率給湯器</p> <p>問 エネファームやハイブリッド給湯機とは別に独立したエコジョーズやエコフィールを設置する場合、エコジョーズやエコフィールに係る補助申請を行うことはできますか</p> <p>回答 エネファームやハイブリッド給湯機とは別のシステム（系統が異なる等）として独立したエコジョーズやエコフィールは、要件を満たす事業へ交付申請し、補助を受けることができます。 なお、交付申請の際は、同一の機器でないことの確認のため、系統が別であることが確認できる追加書類を求める場合があります。</p>	2025/02/26
49	<p>リフォーム:高効率給湯器</p> <p>問 ハイブリッド給湯機の設置時に既設のエコジョーズを利用する場合、対象になりますか</p> <p>回答 既存のエコジョーズを、補助熱源とするハイブリッド給湯機も、本事業の補助対象になります。 ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の補助金（子育てグリーン住宅支援事業や賃貸集合給湯省エネ2025事業を含む）が入っていないことを前提とします。</p>	2025/02/26
50	<p>リフォーム:高効率給湯器</p> <p>問 エネファームやハイブリッド給湯機の補助熱源であるエコジョーズやエコフィール交換した場合、エコジョーズやエコフィールに係る補助申請を行うことはできますか</p> <p>回答 エネファームまたはハイブリッド給湯機で、他の国費が充当された補助金の交付を受けていない場合、交換工事で設置するエコジョーズやエコフィールは補助対象になります。</p>	2025/02/26
51	<p>リフォーム:開口部</p> <p>問 開口部とはなんですか</p> <p>回答 開口部とは、住宅の外皮（外壁や屋根）に、出入口、採光、通風、換気、眺望を目的として開けられた部分のことをいいます。本事業は、開口部に行う窓（ガラス・ドア）の工事が対象です。 外皮に面しない間仕切りを行う工事は対象になりません。</p>	2025/02/26
52	<p>リフォーム:開口部</p> <p>問 熱貫流率とはなんですか</p> <p>回答 住宅の断熱性能を表す指標の一つです。住宅の壁や窓の外側と内側との間の熱の伝わりやすさを表す数値でU値と表示します。U値が低いほど、断熱性能が高いことを表します。</p>	2025/02/26
53	<p>リフォーム:開口部</p> <p>問 新たに開口部を設置する場合も対象になりますか</p> <p>回答 対象になります。</p>	2025/02/26

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.		更新日
54	リフォーム:開口部	
	問 窓やガラス、ドア・引戸の箇所数や大きさは、どう測ればよいか 回答 対象製品として、事務局に登録されている製品を1箇所(枚)とし、大きさは窓の面積によって区分します。具体的には性能証明書に記載されているサイズや、発行枚数を確認してください。 ※不明な場合は使用する製品についてメーカーへご確認ください。	2025/02/26
55	リフォーム:開口部	
	問 「子育てグリーン住宅支援事業」と「窓リノベ2025事業」の両方の要件を満たす基準の場合、両事業へ申請してもよいですか 回答 両事業の基準を満たす製品を設置した場合、いずれかの事業にのみ交付申請することができます。補助額の計算には、窓の機能、性能、建物の総階数(3階以下、4階以上)による影響があります。ワンストップ申請を利用し、すべての性能証明書が発行された窓について申請することで、最も有利な補助額で、交付申請の提出を行うことができます。	2025/02/26
56	リフォーム:開口部	
	問 「断熱等」と他の機能(「防音」等)を満たす一つの窓は、「断熱等」について「先進的窓リノベ2025事業」に、他の機能(「防音」等)について、「子育てグリーン住宅支援事業」にそれぞれ申請してよいですか 回答 いかなる窓・ガラス・ドアであっても、同一の窓・ガラス・ドアについてそれぞれに申請を行うことはできません。また、同じ開口部に複数の製品(「内窓」と「外窓」等)を設置しても、両事業を通じて、一つの製品にのみ補助を交付申請できません。	2025/02/26
57	リフォーム:開口部	
	問 同じ開口部で、外窓と内窓を両方工事した場合、両方交付申請できますか 回答 それぞれの要件を満たす製品であっても、同一の開口部に行った複数の窓・ガラス・ドアの工事について、それぞれに交付申請を行うことはできません。また、本事業と先進的窓リノベ2025事業に分けて交付申請を行うこともできません。	2025/02/26
58	リフォーム:外窓/ドア	
	問 外窓交換(ドア交換)について、カバー工法として登録された製品を、はつり工法で設置した場合も補助対象になりますか 回答 対象になりません。カバー工法専用製品をはつり工法で取り付けた場合は、強度や断熱性能を損なうことがあるため、補助対象として取り扱うことはできません。	2025/02/26
59	リフォーム:外窓/ドア	
	問 外窓(ドア)で、はつり工法用としてのみ登録されている製品をカバー工法で取り付けた場合も補助対象になりますか 回答 対象になりません。はつり工法専用製品は、メーカーが保証する方法により、設置を行ってください。独自の金具(アタッチメント)などを使用する等して、カバー工法で取り付けた場合、強度や断熱性能を損なうことがあるため、補助対象として取り扱うことはできません。(発覚した場合、厳正に対処します)なお、カバー工法専用製品をはつり工法で取り付ける場合も同様に補助対象にはなりません。	2025/02/26
60	リフォーム:ドア	
	問 窓とドアの違いはなんですか 回答 外壁又は屋根に設けられた開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具を「ドア」といい、それ以外のものを「窓」といいます。	2025/02/26
61	リフォーム:ドア	
	問 ドアの枠を交換せずに、扉のみ交換した場合対象になりますか 回答 扉のみで対象製品として、事務局に登録されている製品を設置した場合は対象となります。対象製品かどうか不明な場合はメーカーにご確認ください。	2025/02/26
62	リフォーム:ガラス	
	問 ドアの、明かり窓などに設けられたガラスの交換は対象になりますか 回答 対象になりません。	2025/02/26
63	リフォーム:ガラス	
	問 障子枠(ガラス+フレーム)を交換する場合には、「ガラス交換」、「外窓交換(内窓交換)」のいずれに該当しますか 回答 「枠(フレーム)」を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取り扱います。	2025/02/26
64	リフォーム:外窓/ドア	
	問 既存の外窓(ドア)を取り外さず、外側に新たな外窓(ドア)を設置する場合、対象になりますか 回答 対象になります。	2025/02/26
65	リフォーム:内窓	
	問 既存の内窓を取り外さず、内側に新たな内窓を設置する場合、対象になりますか 回答 対象になります。	2025/02/26
66	リフォーム:断熱材	
	問 同一部位の断熱改修に最低使用量の異なる断熱材を併用した場合、最低使用量とはどのように計算するのですか 回答 使用する断熱材に、断熱材区分「A-1」、「A-2」、「B」、「C」のいずれかが含まれる場合、すべての断熱材の合計使用量が「A-1」～「C」の最低使用量以上である必要があります。なお、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができます。対象製品である量と床の断熱材をあわせて使用する場合も同様です。	2025/02/26
67	リフォーム:断熱材	
	問 最低使用量を満たさない躯体の断熱改修を行った場合でも、住宅全体がZEH水準に適合すれば、対象になりますか 回答 最低使用量を満たさない場合は、対象外です。なお、最低使用量を満たしている場合は、住宅全体ではZEH水準に適合しない場合であっても補助対象になります。	2025/02/26
68	リフォーム:断熱材	
	問 外皮以外の部分の壁(間仕切壁)、屋根・天井、床(階間の床)に断熱改修を行った場合は対象になりますか 回答 全体断熱の場合は、対象になりません。部分断熱の場合は、外皮以外の部分(外気に面しない間仕切壁や階間の床)であっても、当該部分断熱を行うための区画材となる壁や床において最低使用量以上の断熱材を使用している場合は対象になります。なお、戸建住宅の最上階以外の天井は、床の部分断熱の使用量に算入します。	2025/02/26

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.		更新日
69	<p>リフォーム:断熱材</p> <p>問 外壁や屋根の遮熱塗装工事は、断熱改修の対象になりますか（遮熱塗料は対象製品ですか）</p> <p>回答 塗装工事は対象外です。</p>	2025/02/26
70	<p>リフォーム:バリアフリー</p> <p>問 手すりの長さや材質、設置数によって補助額が変更になりますか（棚付き紙巻器、カウンター、可動式手すりは対象になりますか）</p> <p>回答 バリアフリー改修は、バリアフリー改修促進税制（平成19年国土交通省告示第407号）に準じる工事をいいます。手すりの対象製品登録はありません。工事によって壁等に固定され、手すりとして機能を満たすものであれば、長さや材質、箇所数に関わらず、1住戸1回申請可能です。</p>	2025/02/26
71	<p>リフォーム:バリアフリー</p> <p>問 段差解消とは、どの程度解消したら対象になりますか</p> <p>回答 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の『段差を解消する工事』とは、段差を5ミリ以内に減らす工事をいいます。屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち、並びに浴室の出入口で対象になる、『段差を小さくする工事』とは、既存の段差について小さくされている工事であれば対象になります。</p>	2025/02/26
72	<p>リフォーム:バリアフリー</p> <p>問 出入口の工事を実施し、工事前の幅900mmあったものが、工事後の有効幅750mmになりました。廊下幅等の拡張の対象になりますか</p> <p>回答 拡張工事ではないため、対象になりません。</p>	2025/02/26
73	<p>リフォーム:バリアフリー</p> <p>問 増築して新設される廊下や出入口について、段差解消や廊下幅の拡張の対象になりますか</p> <p>回答 本事業における補助対象となるバリアフリーの段差解消は、既存の段差が解消するものである必要があります。同様に、廊下幅等の拡張も「既存の廊下幅等」よりも拡張するものである必要があります。このため、解消すべき幅や段差が存在しない増築部分の新設工事については該当しません。</p>	2025/02/26
74	<p>リフォーム:バリアフリー</p> <p>問 浴室やトイレを広くする工事や、2部屋の間仕切りを取壊し居室を広くする工事は廊下幅等の拡張の対象になりますか</p> <p>回答 浴室や、居室等の空間を広げる工事は、廊下幅等の拡張の対象にはなりません。</p>	2025/02/26
75	<p>リフォーム:子育て対応改修</p> <p>問 子育て対応改修は、子育て世帯に該当しなくても交付申請できますか</p> <p>回答 本事業のリフォームは、世帯を問わず要件を満たす場合は対象になります。</p>	2025/02/26
76	<p>リフォーム:性能証明書</p> <p>問 住宅省エネ2024キャンペーンの記載がある性能証明書が発行されていますが、申請に使用できますか</p> <p>回答 本事業の対象製品の性能証明書は、使用できます。ただし、本事業は一部要件と補助額を見直していることから、性能証明書が発行されている場合でも、本事業の対象製品に該当しない場合があります。</p>	2025/02/26
77	<p>リフォーム:工事写真</p> <p>問 リフォームの工事写真に、工事看板やスケールは必要ですか</p> <p>回答 本事業のリフォームの要件を満たすことが確認できる場合、工事写真に工事看板やスケールの設置は有無は問いません。スケール等を設置して要件への適合を明確に示す撮影を行うことは差し支えありません。いずれにしろ、提出する写真で要件への適合が確認できない場合は対象になりません。</p>	2025/02/26 2025/04/03
78	<p>リフォーム:工事写真</p> <p>問 交付申請の予約に必要な「工事着手したことがわかる写真」とはなんですか</p> <p>回答 本事業の補助を受けるには、補助対象工事の工事前と工事後の写真の提出が必要になります。（躯体の断熱改修は工事中の写真が必要です） 交付申請の予約は、着工以降に行います。 予約時は、補助対象工事のすべての箇所の工事前写真（各1枚ずつ）、及び工事の着手が確認できる写真（1工事につき1枚）の提出を求めます。（躯体の断熱改修の工事中の写真は交付申請時に提出） 着手する工事は、提出する工事請負契約に含まれる工事であれば、補助の対象工事に限りません。</p> <p>なお、工事箇所に不可逆的な変化（工事完了でも可）が確認できない以下に該当するものは、着工写真と取り扱わず、予約が受理されない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容易に移動できる物品（工具、脚立、障子、カーテンなど）の設置・移動した写真 ・工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真等 <p>交付申請の手引き【リフォーム(戸別)】をご確認ください。 https://kosodate-green.mlit.go.jp/assets/doc/kosodate-green_koufu_reform.pdf#page=81</p>	2025/02/26 2025/03/21
79	<p>リフォーム:工事写真</p> <p>問 増築部分の開口部等を工事する場合、工事前写真はどのように撮影したらよいですか</p> <p>回答 工事前の写真では、改修前の外観全景や、開口部を設置する予定の壁面の写真等、対象製品の設置前であることが確認できる写真を撮影してください。 工事後の写真では、同じ箇所について工事が完了したことが確認できる写真を撮影してください。</p> <p>交付申請の手引き【リフォーム(戸別)】をご確認ください。 https://kosodate-green.mlit.go.jp/assets/doc/kosodate-green_koufu_reform.pdf#page=76</p>	2025/02/26 2025/03/21
80	<p>リフォーム:工事写真</p> <p>問 火事や地震で損壊した開口部等を工事する場合、工事前写真はどのように撮影したらよいですか</p> <p>回答 工事前の写真では、破損した開口部や、修繕中の壁面の写真等、対象製品の設置前であることが確認できる写真を撮影してください。 工事後の写真では、同じ箇所について工事が完了したことが確認できる写真を撮影してください。</p> <p>交付申請の手引き【リフォーム(戸別)】をご確認ください。 https://kosodate-green.mlit.go.jp/assets/doc/kosodate-green_koufu_reform.pdf#page=76</p>	2025/02/26 2025/03/21

子育てグリーン住宅支援事業 よくあるご質問

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.		更新日
81	<p>リフォーム:対象工事</p> <p>問 リフォーム工事により従前より性能が下がっている場合も対象になりますか</p> <p>回答 本事業は、住宅の省エネ性能や断熱性能等の向上を目的としています。性能が損なわれる工事は想定していません。</p>	2025/03/10
82	<p>リフォーム:キッチンセット</p> <p>問 キッチンセットの交換を伴う対面化改修で、キッチンのデザインに指定はありますか 色・形・素材、配置（I型、II型、L字、アイランド）、設備（ガス、IH、収納、オープン）</p> <p>回答 デザインや素材等に指定はありません。</p>	2025/03/10
83	<p>リフォーム:契約締結</p> <p>問 設置する対象製品をリース契約で導入する場合、補助対象になりますか</p> <p>回答 リース契約は、本事業のリフォームの対象になりません。 本事業は請負契約にもとづいて工事を行った工事が対象であり、共同事業者は請負契約の発注者です。</p>	2025/03/31
84	<p>リフォーム:住宅</p> <p>問 グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅等を対象としたリフォーム工事をする場合、対象になりますか</p> <p>回答 グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅に行われるリフォーム工事も要件を満たす場合は対象になります。 ただし、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどは事業を行うための施設で、住宅には該当しないため対象になりません。</p>	2025/04/03
85	<p>リフォーム:工事写真</p> <p>問 工事の際、工事前の写真を撮り忘れましたが交付申請できますか</p> <p>回答 工事前写真がない場合、交付申請できません。 ただし、2025/04/30以前に工事着手を行った工事について、特段の理由により、工事前の写真が提出できない場合に限り、施工業者の責任において、提出免除依頼書（工事前写真）を作成し提出することで、工事前写真の免除について別途審査を行います。</p> <p>なお、以下の写真は免除されません。 ×「手すりの設置」「段差解消」「廊下幅等の拡張」「キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事」の工事前写真 ×「躯体の断熱改修」の工事中写真 ×「交付申請の予約」時に提出する着工写真 ×すべてのリフォーム工事の工事後写真</p> <p>※重要※ 工事写真の不足に係る補助金不交付について https://kosodate-green.mlit.go.jp/news/2025033103.html</p>	2025/04/03
86	<p>リフォーム:一括申請</p> <p>問 複数の住戸のリフォーム工事をまとめて申請する「一括申請」の場合も各住戸において必須工事（Aタイプ/Sタイプ）を行う必要がありますか</p> <p>回答 一括申請の場合も、必須工事は住戸ごとに2種以上行う必要があります。 管理組合または全戸の所有者が一括申請する際は、2種以上の必須工事を行った住戸におけるリフォーム工事を取りまとめて申請を行います。 また、同時に行った「共用部の工事」も補助対象とすることができます。 これらの工事によるひとつの交付申請（住棟）の補助金額の合計が5万円以上必要です。 ※専有部（住戸）の工事を伴わない、共用部のみの工事は補助対象になりません。</p>	2025/04/14
87	<p>リフォーム:一括申請</p> <p>問 一括申請で申請できる共用部について、必須工事（Aタイプ/Sタイプ）を行う必要がありますか</p> <p>回答 共用部に2種以上の必須工事を行った場合でも、専有部（住戸）の工事を伴わないリフォーム工事は補助対象になりません。</p>	2025/04/14
88	<p>リフォーム:一括申請</p> <p>問 管理組合が発注する「①開口部の断熱改修」と、各住戸の居住者が発注する「③エコ住宅設備の設置」をあわせて必須工事2種（Aタイプ）として申請できますか</p> <p>回答 工事の発注者が異なる場合は、申請できません。</p>	2025/04/14
89	<p>リフォーム:一括申請</p> <p>問 複数棟のマンションを管理する管理組合が、複数棟のマンションのリフォーム工事を行う場合、ひとつの一括申請でまとめて交付申請の手続きができますか</p> <p>回答 一括申請であっても、複数の棟をまとめて申請することはできません。住棟ごとに交付申請を行ってください。 なお、「複数棟の工事」を「ひとつの工事請負契約」で締結している場合は、それぞれの交付申請に同じ工事請負契約書を添付してください。 また、不動産登記事項証明書は、各棟に対応した登記に係る証明書をそれぞれ添付してください。</p>	2025/04/14
90	<p>リフォーム:共同事業実施規約</p> <p>問 リフォームの共同事業実施規約「補助金還元前の工事費用」に、記入する金額とはなんですか</p> <p>回答 リフォームの補助対象を含む、対象住宅に行う工事の費用について記入します。 なお、以下についてご注意ください。 ・消費税は含めない金額（税抜）を記入してください。 ・補助金の還元方法が、工事代金の支払から差し引く場合、補助金額を含まない金額を記入してください。 ・分離発注による工事で、代表事業者が交付申請を行う場合、当該代表事業者が行う工事の範囲で費用を記入してください。 ・複数の住戸の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（戸別）は住戸単位で行います。当該住戸に行う工事の費用を記入してください。 ・複数の住棟の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（一括）は住棟単位で行います。当該住棟に行う工事の費用を記入してください。</p>	2025/05/02

リフォーム工事

※本事業は、事務局に登録された型番の製品を使用した工事が対象です。（キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除く）

最終更新日 2025/5/2

No.			更新日
91	リフォーム:共同事業実施規約		
	問	リフォームの共同事業実施規約「補助金還元前の工事費用」に、記入した金額が変更になった場合はどうしますか	
	回答	共同事業者と確認した「補助金還元前の工事費用」が、工事の引渡しまでに変更になった場合は、変更後の金額に訂正を行ってください。 訂正する場合、必ず事業者・共同事業者双方で合意した上で、訂正してください。 なお、必ずしも訂正印は必要ありませんが、双方で合意した書類（同じ内容のもの）を、それぞれ保管する必要があります。	2025/05/02
92	リフォーム:共同事業実施規約		
	問	リフォームの共同事業実施規約「想定される補助金の額」に、記入する金額とはなんですか	
	回答	対象住宅に行った工事により、交付が見込まれる補助金額を記入します。 （補助金額は、住宅省エネポータルで交付申請を登録する過程で、概ね確認できます。） 補助金額の決定は事務局の審査を経て決まることから、変更があった場合も訂正の必要はありません。 なお、以下についてご注意ください。 ・補助金に消費税はかかりません。 ・分離発注による工事で、代表事業者が交付申請を行う場合であっても、交付申請を行う全体の工事に係る補助金額を記入してください。 ・複数の住戸の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（戸別）は住戸単位で行います。当該住戸に行う工事に基づく補助金額を記入してください。 ・複数の住棟の工事について1本の契約を締結した場合であっても、交付申請（一括）は住棟単位で行います。当該住棟に行う工事に基づく補助金額を記入してください。	2025/05/02
93	リフォーム:共同事業実施規約		
	問	複数の住宅（住棟）をひとつの工事請負契約で締結している場合、リフォームの共同事業実施規約はどのように締結すればよいですか	
	回答	本事業におけるリフォームの交付申請は、戸別申請は住宅（住戸）単位で、一括申請は住棟単位で行います。 このことは、複数の住宅や、複数の住棟の工事について1本の契約を締結する場合も、例外ではありません。 リフォームの共同事業実施規約は、交付申請ごと（申請する住宅、住棟ごと）に締結してください。	2025/05/02
94	リフォーム:バリアフリー		
	問	屋外に設置した手すりは対象になりますか	
	回答	手すりの設置工事は、屋外（対象住宅が立地する敷地内）に設置した場合も補助対象になります。 ただし、門扉（外側を含む）から玄関までの導線に設置するものに限ります。 なお、屋内と屋外に複数の手すりを設置した場合でも、補助対象になるのは1箇所のみです。 申請にあたっては、工事箇所の全景が確認できるように写真を撮影してください。（複数枚に分けても可）	2025/05/02
95	リフォーム:バリアフリー		
	問	屋外の段差解消は対象になりますか	
	回答	段差解消工事は、屋外（対象住宅が立地する敷地内）に行った場合も補助対象になります。 ただし、以下のいずれかに該当するものに限ります。 ・敷地外から門扉までスロープを設置する工事 ・門扉から玄関扉までの通路における全ての段差を取り除く工事 ・玄関扉にスロープを設置する工事 なお、屋内と屋外に複数の段差解消工事を行った場合でも、補助対象になるのは1箇所のみです。 申請にあたっては、工事箇所の全景が確認できるように写真を撮影してください。（複数枚に分けても可）	2025/05/02
96	リフォーム:バリアフリー		
	問	屋外の廊下幅等の拡張は対象になりますか	
	回答	廊下幅等の工事は、屋外（対象住宅が立地する敷地内）に行った場合も補助対象になります。 ただし、以下のいずれかに該当するものに限ります。 ・門扉の幅を広げる工事 ・門扉から玄関までの舗装された通路の幅を90cm以上に広げる工事 なお、屋内と屋外に複数の廊下幅等の拡張工事を行った場合でも、補助対象になるのは1箇所のみです。 申請にあたっては、工事箇所の全景が確認できるように写真を撮影してください。（複数枚に分けても可）	2025/05/02